

平成 2 8 年

第 4 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成28年第4回定例教育委員会日程

日 時 平成28年4月26日（火） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名

北嶋 扶美子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
の制定について (総務課)

議案第2号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令
の制定について (総務課)

議案第3号 我孫子市学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱
いに関する要綱の一部を改正する告示の制定について
(学校教育課)

議案第4号 我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する
告示の制定について (指導課)

議案第5号 我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について
(教育研究所)

議案第6号 我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について
(教育研究所)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の 制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の 制定について	・ ・ ・ ・ 3
議案第 3 号	我孫子市学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに 関する要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 10
議案第 4 号	我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示の 制定について	・ ・ ・ ・ 19
議案第 5 号	我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 25
議案第 6 号	我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 28

議案第 1 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 28 年 4 月 26 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

行政不服審査法の施行に伴う所要の改正を行うとともに、条文の整備を行うため提案するものです。

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(議決事項)</p> <p>第4条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(19)まで 略</p> <p>(20) 審査請求に対する裁決に関すること。</p> <p>(21)及び(22) 略</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第7条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、第4条において規定する事務については、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで 略</p> <p>(8) 情報の公開、自己情報の開示及び自己情報の訂正に関すること。</p> <p>2 略</p>	<p>(議決事項)</p> <p>第4条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(19)まで 略</p> <p>(20) 我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第17条の規定による不服申立てに対する決定に関すること。</p> <p>(21) 及び(22) 略</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第7条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、第4条において規定する事務については、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで 略</p> <p>(8) 情報公開条例に基づく情報の公開、自己情報の開示及び自己情報の訂正に関すること。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第 2 号

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 4 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

行政不服審査法等の施行に伴う所要の改正を行うとともに、条文の整備を行うため提案するものです。

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職務権限規程（平成元年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 部 我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年（教）規則第2号。以下「規則」という。）第10条第1項に規定する部をいう。</p> <p>(2) 課 規則第10条第1項に規定する課、第13条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育研究所をいう。</p> <p>(3)から(5)まで 略</p> <p>(6) 課長 規則第10条第1項に規定する課の課長、主幹並びに第13条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育研究所の長をいう。</p> <p>(6)の2から(7)まで 略</p> <p>(8) 主査長 規則第17条第1項に規定する担当の長をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 部 我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年（教）規則第2号。以下「規則」という。）第10条に規定する部をいう。</p> <p>(2) 課 規則第10条に規定する課、第13条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育研究所をいう。</p> <p>(3)から(5)まで 略</p> <p>(6) 課長 規則第10条に規定する課の課長、主幹並びに同条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第5号に規定する教育研究所の長をいう。</p> <p>(6)の2から(7)まで 略</p> <p>(8) 主査長 第3号に規定する担当の長をいう。</p>

(9)から(18)まで 略

別表第1 (第24条関係)

(1)の表から(3)の表まで 略

(4) 諸務関係

権限事項	決裁責任者 区分			備 考 及 び 合 議 先
	教 育 長	部 長	課 長	
教育行政の 総合企画及 び運営方針 の決定の項 から市長へ の手紙等の 回答文書を 作成すること。 の項まで 略	略	略	略	
文 条 例、規 則、訓令及 び規程形 式をとる 告示の制 定改廃の 発議	○			総 務 課 市 長 部 局
告示(規程 形式をと るものを		○		市 長 部 局

(9)から(18)まで 略

別表第1 (第24条関係)

(1)の表から(3)の表まで 略

(4) 諸務関係

権限事項	決裁責任者 区分			備 考 及 び 合 議 先
	教 育 長	部 長	課 長	
教育行政の 総合企画及 び運営方針 の決定の項 から市長へ の手紙等の 回答文書を 作成すること。 の項まで 略	略	略	略	
文 条 例、規 則、訓令及 び規程形 式をとる 告示の制 定改廃の 発議	○			総 務 課 市 長 部 局
告示(規程 形式をと るものを		○		市 長 部 局

除く。)、 公告、公表 及び令達				
訴訟和解 及び調停	○			
上申、副 申、内申、 申請、進 達、回答、 協議、証 明、許可、 認可、承 認、照会、 依頼、督 促、届、通 知等	重 要 な 事 項 (第 2 条 第 13 号 に 規 定 さ れ た	定 例 的 な 事 項	軽 易 な 事 項	

除く。)、 公告、公表 及び令達				
不服申立 て(規則第 7条第20 号に規定 する事項 を除く。)、 訴訟和解 及び調停	○			
上申、副 申、内申、 申請、進 達、回答、 協議、証 明、許可、 認可、承 認、照会、 依頼、督 促、届、通 知等	重 要 な 事 項 (第 2 条 第 13 号 に 規 定 さ れ た	定 例 的 な 事 項	軽 易 な 事 項	

	事項を除く。)			
情報の公開、自己情報の開示及び自己情報の訂正に関すること		○		
決算、定期監査報告書の作成の項から各種補助金に関すること。の項まで 略	略	略	略	

別表第2（第24条関係）
個別専決事項

1

区分	専決事項	専決区分		
		教育長	部長	課長
教務	略	略	略	略

	事項を除く。)			
情報の公開、自己情報の開示及び自己情報の訂正に関すること		○		
決算、定期監査報告書の作成の項から各種補助金に関すること。の項まで 略	略	略	略	

別表第2（第24条関係）
個別専決事項

1

区分	専決事項	専決区分		
		教育長	部長	課長
教務	略	略	略	略

総務部の 課の 目 略					
	学校 教育 課	学校の設置及び廃止届に関する事。の節及び学校予算の配当に関する事。の節 略	略	略	略
		教職員の 人事 評価 の実施に関する事。	○		
		補助教員の配置についての申請に関する事。の節から独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。の節まで 略	略	略	略
指導課 の 目	略	略	略	略	

総務部の 課の 目 略					
	学校 教育 課	学校の設置及び廃止届に関する事。の節及び学校予算の配当に関する事。の節 略	略	略	略
		教職員の 業績 評価 の実施に関する事。	○		
		補助教員の配置についての申請に関する事。の節から独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。の節まで 略	略	略	略
指導課 の 目	略	略	略	略	

及び 教育 研究 所の 目 略				
--------------------------------	--	--	--	--

2 の表 略

及び 教育 研究 所の 目 略				
--------------------------------	--	--	--	--

2 の表 略

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第 3 号

我孫子市学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部を改正する告示を次のとおり制定する。

平成 28 年 4 月 26 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

千葉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものです。

我孫子市学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令

我孫子市学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱（平成22年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>我孫子市学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、千葉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成23年千葉県教育委員会規則第2号）に基づき、市町村立学校に勤務する職員（以下「職員」という。）を対象として行う<u>人事評価</u>について、苦情の申出及び取扱いに関する手続等を定め、もって評価の公平・公正の確保に資することを目的とする。</p> <p>（対象となる苦情）</p> <p>第2条 対象となる苦情は、<u>公立学校職員の人事評価開示要領</u>に基づき、職員が開示を受けた自分の<u>目標申告シート</u>の<u>業績総合評価又は職務能力発揮シート</u>の<u>能力総合評価若しくは総合評価</u>（以下「評価」という。）とする。ただし、当該年度の評価に</p>	<p><u>我孫子市学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、千葉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成23年千葉県教育委員会規則第2号）に基づき、市町村立学校に勤務する職員（以下「職員」という。）を対象として行う<u>業績評価</u>について、苦情の申出及び取扱いに関する手続等を定め、もって評価の公平・公正の確保に資することを目的とする。</p> <p>（対象となる苦情）</p> <p>第2条 対象となる苦情は、<u>公立学校職員の業績評価開示要領</u>に基づき、職員が開示を受けた自分の<u>業績評価書</u>の総合評価（以下「評価」という。）とする。ただし、当該年度の評価に限る。</p>

限る。

(苦情の申出までの手続等)

第3条 略

2 略

3 前項の規定により苦情を申し出る職員(以下「申出者」という。)は、苦情申出年月日、所属校、職・氏名及び苦情の内容等を記載した**人事評価に関する苦情申出書**(第1号様式)

(以下「申出書」という。)を、教育委員会学校教育担当課(以下「担当課」という。)に提出する。

4 略

(申出の期間)

第4条 申出書は、前条第1項の規定により**二次評価者の再説明を受けた後、校長、副校長及び教頭については当該年度の3月31日までに、校長、副校長及び教頭以外の職員については当該年度の3月20日までに**提出しなければならない。

(調査員)

第8条 略

2 略

3 調査員は、委員長の指示により、申出者及び評価者その他の関係者から事情を聴取したうえで、確認した内容について**人事評価に関する苦情申出調査報告書**(第2号様式)を作

(苦情の申出までの手続等)

第3条 略

2 略

3 前項の規定により苦情を申し出る職員(以下「申出者」という。)は、苦情申出年月日、所属校、職・氏名及び苦情の内容等を記載した**業績評価に関する苦情申出書**(第1号様式)

(以下「申出書」という。)を、教育委員会学校教育担当課(以下「担当課」という。)に提出する。

4 略

(申出の期間)

第4条 申出書は、前条第1項の規定により**評価者の再説明を受けた日から10日以内**に提出しなければならない。

(調査員)

第8条 略

2 略

3 調査員は、委員長の指示により、申出者及び評価者その他の関係者から事情を聴取したうえで、確認した内容について**業績評価に関する苦情申出調査報告書**(第2号様式)を作

<p>成し、委員会に提出する。</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>(対応結果の通知)</p> <p>第12条 教育長は、前条第2項の規定により決定した内容を、人事評価に関する苦情申出審査決定通知書 (第3号様式 (その1) 及び第3号様式 (その2)) により、申出者及び評価者に、それぞれ通知する。</p> <p>(再評価結果及び開示)</p> <p>第13条 第11条第2項の決定に応じ、再評価を要する評価者は、教育長が指定する日までに申出者の再評価を行い、当該人事評価書を教育長に提出するとともに、その写しを速やかに申出者に開示しなければならない。</p>	<p>成し、委員会に提出する。</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>(対応結果の通知)</p> <p>第12条 教育長は、前条第2項の規定により決定した内容を、業績評価に関する苦情申出審査決定通知書 (第3号様式 (その1) 及び第3号様式 (その2)) により、申出者及び評価者に、それぞれ通知する。</p> <p>(再評価結果及び開示)</p> <p>第13条 第11条第2項の決定に応じ、再評価を要する評価者は、教育長が指定する日までに申出者の再評価を行い、当該業績評価書を教育長に提出するとともに、その写しを速やかに申出者に開示しなければならない。</p>
---	---

様式を次のように改める。

年 月 日

我孫子市教育委員会教育長 あて

所 属 校

職・氏 名

人事評価に関する苦情申出書

年度の人事評価の結果について、次のとおり苦情を申し出ます。

1 具体的な苦情の内容	
2 人事評価の開示・説明等の経緯	
開示を受けた日	年 月 日
開示時の評価に対する説明の有無	有 無
質問に対する再説明を受けた日	年 月 日
再 説 明 等 二次評価者との 話 合 い 内 容	
3 苦情申出時の同席者（希望のある場合のみ記入）	
所属校	職 氏名

本書面の記載事項は、評価者に伝えることがあることをご了解ください。

年 月 日

人事評価に関する苦情申出調査報告書

1 申出者	
所属校	職 氏名
2 申出書受理日	
年 月 日	
3 申出者からの聴取	
聴 取 日	年 月 日
聴 取 内 容	
4 二次評価者からの聴取	
聴 取 日	年 月 日
聴 取 内 容	

年 月 日

（苦情申出者） 様

我孫子市教育委員会教育長

人事評価に関する苦情申出審査決定通知書

年 月 日付けで申出のあった苦情申出について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

1 決定内容

二次評価者の評価は妥当である。

（又は）

二次評価者は再評価を要する。

二次評価者には、年 月 日までに再評価を行うことを通知した。

2 決定理由

※ 二次評価者が再評価を行った場合、二次評価者は目標申告シートの写し又は職務能力発揮シートの写し若しくは総合評価を申出者に開示することになります。

年 月 日

（二次評価者） 様

我孫子市教育委員会教育長

人事評価に関する苦情申出審査決定通知書

年 月 日付けで申出のあった苦情申出について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

1 決定内容

二次評価者の評価は妥当である。

（又は）

二次評価者は再評価を要する。

については、年 月 日までに再評価を行うこと。

2 決定理由

※ 二次評価者が再評価を行った場合、二次評価者は当該目標申告シート又は職務能力発揮シート若しくは総合評価を教育長に提出するとともに、その写しを速やかに申出者に関示してください。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 4 号

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 4 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

布佐宝保育園の認定こども園への移行に伴い、協議会の構成機関に認定こども園を追加するための所要の改正を行うとともに、あびこ菜の花保育園の新規加入及び湖北白ばら幼稚園の地区の変更に伴う所要の改正を行うため、提案するものです。

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱（平成24年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前																													
<p>(任務)</p> <p>第2条 協議会の任務は、幼児期から児童前期までを一つの成長期と捉え、幼稚園、保育園、認定こども園及び小学校（以下「幼保小」という。）が連携して、教育の円滑な移行を推進するための施策について協議し、及び検討することとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる幼稚園、保育園、認定こども園及び小学校で構成する。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="4">構成機関</th> </tr> <tr> <th>小学校</th> <th>幼稚園</th> <th>保育園</th> <th>認定こども園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子北地区</td> <td>根戸小学校 並木小学校</td> <td>二階堂幼稚園 つくしの幼稚園</td> <td>根戸保育園 つくのし保育園</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					地区	構成機関				小学校	幼稚園	保育園	認定こども園	我孫子北地区	根戸小学校 並木小学校	二階堂幼稚園 つくしの幼稚園	根戸保育園 つくのし保育園		<p>(任務)</p> <p>第2条 協議会の任務は、幼児期から児童前期までを一つの成長期と捉え、幼稚園、保育園及び小学校（以下「幼保小」という。）が連携して、教育の円滑な移行を推進するための施策について協議し、及び検討することとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる幼稚園、保育園及び小学校で構成する。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="3">構成機関</th> </tr> <tr> <th>小学校</th> <th>幼稚園</th> <th>保育園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子北地区</td> <td>根戸小学校 並木小学校</td> <td>二階堂幼稚園 つくしの幼稚園</td> <td>根戸保育園 つくのし保育園</td> </tr> </tbody> </table>					地区	構成機関			小学校	幼稚園	保育園	我孫子北地区	根戸小学校 並木小学校	二階堂幼稚園 つくしの幼稚園	根戸保育園 つくのし保育園
地区	構成機関																																	
	小学校	幼稚園	保育園	認定こども園																														
我孫子北地区	根戸小学校 並木小学校	二階堂幼稚園 つくしの幼稚園	根戸保育園 つくのし保育園																															
地区	構成機関																																	
	小学校	幼稚園	保育園																															
我孫子北地区	根戸小学校 並木小学校	二階堂幼稚園 つくしの幼稚園	根戸保育園 つくのし保育園																															

		園	園	園	園
			ぽ	け	と
			っ	と	ン
			ラ	あ	こ
			ド	こ	育
			び	育	園
			保	園	
			園	あ	び
				こ	菜
				の	花
				保	育
				園	
我孫子南地区	我孫子第一小学校 我孫子第四小学校	ひかり幼稚園 稚園 めばえ幼稚園	かき幼稚園 寿保育園 アジェリ保園 めばえ森保園	緑育園 寿保育園 アジェリ保園 めばえ森保園	保育園 保育園 エンジェカ育園 ばの保園
天王台地区	我孫子第二小学校	エデル幼稚園	一ル保	東び保	あこ育

		園	園	園	園
			ぽ	け	と
			っ	と	ン
			ラ	あ	こ
			ド	こ	育
			び	育	園
			保	園	
			園	あ	び
				こ	菜
				の	花
				保	育
				園	
我孫子南地区	我孫子第一小学校 我孫子第四小学校	ひかり幼稚園 稚園 めばえ幼稚園	かき幼稚園 寿保育園 アジェリ保園 めばえ森保園	緑育園 寿保育園 アジェリ保園 めばえ森保園	保育園 保育園 エンジェカ育園 ばの保園
天王台地区	我孫子第二小学校	エデル幼稚園	一ル保	東び保	あこ育
				湖	北
				白	ば
				ら	幼
				保	育

		<u>稚園</u>	慈 絃 保 育 園 ば つ め 保 育 園	
新 木・ 布佐 地区	新木小 学校 布佐小 学校 布佐南 小学校	わだ 幼稚園 布佐 台 稚園	双葉 保育園 禮和 保育園	布佐 宝保 育園

別表第2（第5条関係）

小学校長及び教頭の代表各1人 幼稚園長の代表2人 私立保育 園長 又は認定こども園長 の代表 1人 市立保育園長の代表1人 市立保育園副園長又は園長補佐 の代表1人 指導課長 指導課 長が指定する職員1人 保育課 長 保育課長が指定する職員1 人

別表第3（第6条関係）

			慈 絃 保 育 園 ば つ め 保 育 園	
新 木・ 布佐 地区	新木小 学校 布佐小 学校 布佐南 小学校	わだ 幼稚園 布佐 台 稚園	双葉 保育園 禮和 保育園	布佐 宝保 育園

別表第2（第5条関係）

小学校長及び教頭の代表各1人 幼稚園長の代表2人 私立保育 園長の代表1人 市立保育園の 園長及び園長補佐の代表各1人 指導課長 指導課長が指定する 職員1人 保育課長 保育課長 が指定する職員1人

別表第3（第6条関係）

地区の小学校長又は当該小学校長が指定する教職員 地区の幼稚園長又は当該幼稚園長が指定する教職員 地区の保育園長又は当該保育園長が指定する保育士 **地区の認定こども園長又は当該認定こども園長が指定する保育士**

地区の小学校長又は当該小学校長が指定する教職員 地区の幼稚園長又は当該幼稚園長が指定する教職員 地区の保育園長又は当該保育園長が指定する保育士

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第 5 号

我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について

我孫子市教育支援委員会委員を次のとおり委嘱する。

平成 28 年 4 月 26 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育支援委員会委員の一部委員が任期途中の人事異動により欠員となることに伴い、我孫子市教育支援委員会条例第 3 条に基づき、後任の委員を委嘱するため、提案するものです。

我孫子市教育支援委員会委員候補者

委 嘱 期 間 平成28年4月1日から平成28年9月30日まで
(前任者の残任期間)

委 嘱 年 月 日 平成28年4月1日

委 嘱 人 数 7人

NO	選出区分	氏名	所属
1	第1号 委員 (医師代表)	成 廣 朗	成広医院
2	第1号 委員 (医師代表)	錦 織 仁	あびこ小児科
3	第2号委員 (小、中学校長代表)	直 井 淳	我孫子第四小学校長
4	第5号 委員 (児童相談所職員)	奥 野 智 禎	柏児童相談所長
5	第7号 委員 (福祉関係職員)	岡 本 伸 一	こども発達センター所長
6	第8号 委員 (教育委員会事務局職員)	吉 川 廣 一	学校教育課長
7	第8号 委員 (教育委員会事務局職員)	大 島 慎 一	指導課長

我孫子市教育支援委員会委員

NO	選出区分	氏名	所属	備考
1	第1号 委員 (医師代表)	成廣 朗	成広医院	新任
2		錦織 仁	あびこ小児科	新任
3		鈴木 大雅	すずきこどもクリニック	
4	第2号 委員 (小, 中学校長代表)	直井 淳	我孫子第四小学校長	新任
5		石井 美文	布佐中学校長	
6	第3号 委員 (保健主事代表)	三門 光子	並木小学校教諭	
7	第4号 委員 (特別支援学級担任代表)	小又 寿子	湖北台西小学校教諭	
8		金子 道子	我孫子第二小学校教諭	
9	第5号 委員 (児童相談所職員)	奥野 智禎	柏児童相談所長	新任
10	第6号 委員 (特別支援学校等職員)	落合 繁夫	我孫子特別支援学校長	
11		藤原 美恵子	松戸特別支援学校教諭	
12	第7号 委員 (福祉関係職員)	岡本 伸一	こども発達センター所長	新任
13	第8号 委員 (教育委員会事務局職員)	吉川 廣一	学校教育課長	新任
14		大島 慎一	指導課長	新任

※任期は平成28年9月30日まで

議案第 6 号

我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について

我孫子市教育支援委員会専門委員を次のとおり委嘱する。

平成 28 年 4 月 26 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育支援委員会専門委員の任期満了に伴い、我孫子市教育支援委員会条例第 7 条に基づき、我孫子市教育支援委員会専門委員を委嘱するため、提案するものです。

我孫子市教育支援委員会専門委員候補者

委 嘱 期 間 平成 2 8 年 4 月 1 日 から 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで

委 嘱 年 月 日 平成 2 8 年 4 月 1 日

委 嘱 人 数 3 1 人

No.	所属名	分掌等	氏名	備考
1	我孫子一小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	伊藤 由美	再任
2	我孫子二小	・第4号委員兼任	金子 道子	再任
3	我孫子三小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	猪越 優子	再任
4	我孫子四小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	新城 絵里圭	再任
5	湖北小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	横山 泰佳	新任
6	布佐小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	熊田 久美	再任
7	湖北台西小	・第4号委員兼任	小又 寿子	再任
8	高野山小	・特別支援学級担任 ・研究主任	大野 将史	新任
9	根戸小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	佐藤 慶子	再任
10	湖北台東小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	井出 範子	新任
11	新木小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	北山 徹大	新任
12	並木小	・言語（通級指導） ・コーディネーター	荒井 眞由美	再任

13	布佐南小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	増井 隆子	再任
14	我孫子中	・特別支援学級担任	高畑 翔一	再任
15	湖北中	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	古清水 洋一	新任
16	布佐中	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	日暮 夏菜	新任
17	湖北台中	・特別支援学級担任 ・福祉・地域交流	木内 尚美	新任
18	久寺家中	・特別支援学級担任	小川 将司	新任
19	白山中	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	鶴田 真一郎	再任
20	我孫子特別支援学校	我孫子特別支援学校教諭 (コーディネーター)	藤本 晴美	新任
21	こども発達センター	こども発達センター主任 (作業療法士)	上田 和代	再任
22	こども発達センター	こども発達センター主任 (言語聴覚士)	佐藤 希	新任
23	こども発達センター	こども発達センター主任 福祉主事(心理相談員)	中谷 彩香	新任
24	教育研究所	教育研究所心理相談員	守屋 智子	再任
25	教育研究所	教育研究所心理相談員	田所 由紀子	再任
26	教育研究所	教育研究所心理相談員	小林 眞智子	再任
27	教育研究所	教育研究所心理相談員	石井 いずみ	再任
28	教育研究所	教育研究所心理相談員	石井 雅浩	再任
29	教育研究所	教育研究所心理相談員	阿部 はるな	新任
30	教育研究所	教育研究所心理相談員	並木 明子	新任
31	教育研究所	教育研究所心理相談員	長島 怜子	新任